十　医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域	
(1)　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域	
(2)　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域	
(3)　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域	
(4)　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域	
(5)　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島	
(6)　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域	（新設）

○厚生労働省告示第百三十八号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第5	**別表第5**
誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法	誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法
ここで対象とする項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。	ここで対象とする項目は、カドミウム、鉛、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。
1～3　（略）	1～3　（略）
4　試験操作	4　試験操作
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　（略）	(2)　（略）

表2　各金属の濃度範囲及び測定波長

金属類	濃度範囲（mg／L）	測定波長（nm）
（略）		
六価クロム	0.001～0.1	（略）
ホウ素	0.006～2	（略）
亜鉛	0.001～2	（略）
アルミニウム	0.001～2	（略）
鉄	0.001～2	（略）
銅	0.001～2	（略）
ナトリウム	0.05～20	（略）

金属類	濃度範囲（mg／L）	測定波長（nm）
（略）		
六価クロム	0.0008～0.08	（略）
ホウ素	0.006～0.6	（略）
亜鉛	0.0006～0.06	（略）
アルミニウム	0.0004～0.04	（略）
鉄	0.001～0.1	（略）
銅	0.0006～0.06	（略）
ナトリウム	0.006～0.6	（略）